

パブリックコメントの実施結果(道路法第37条の改正に伴う道路の占用の禁止又は制限に係る取扱いについて)

提出件数:計39件

【実施期間:平成27年11月19日～平成27年12月18日(30日間)】

提出意見の概要	件数	国土交通省の考え方
○ これまでの震災時の電柱倒壊により、消火活動・救助活動・避難活動・緊急物資輸送等あらゆる災害対策活動に大きな支障を及ぼしたことを踏まえて、近い将来に発生が予想されている首都直下地震等の巨大地震でも、このまま電柱の占有を認めておけば、災害対策活動に支障を及ぼすことは避けられないと考えられることから、今回の案に異論はないため、早急に推進されたい。	23	今回の措置に対する賛成意見として承ります。
○ 「占有を禁止する道路」の指定については、各地域の電線管理者や関係省庁に事前説明の上で実施されたい。	2	電柱による占有を禁止する道路の区域を指定しようとする場合には、あらかじめ関係地方公共団体、関係事業者及び防災に知見を有する有識者等の意見を聴取することとします。
○ できるだけ早期に、幹線道路や市町村道等、すべての道路への適用を切に願う。	8	今回の措置は、緊急輸送道路を対象とするものとします。いただいたご意見につきましては、今後の無電柱化を推進する上で参考とさせていただきます。
○ 災害により電柱が倒壊し通行等に支障をきたすことを考えれば、道路管理者の権限が及ぶ道路区域内に限らず、民地を含めた沿線を対象とすべきである。	3	今回の措置は、道路法に基づき、道路管理者の権限で規制を行うものです。道路区域外に設置された電柱の取扱いに対するご意見につきましては、今後の無電柱化を推進する上で参考とさせていただきます。
○ 占有の禁止物件に「道路を縦横断する線類」を追加すべきである。	2	東日本大震災、阪神・淡路大震災や台風による災害時において、倒壊した電柱が道路の通行を阻害したことなどを踏まえ、倒壊することにより、緊急車両等の通行や地域住民等の避難に支障をきたすおそれが高い電柱について、今回、道路の占有を禁止することとしたものです。いただいたご意見につきましては、今後の無電柱化を推進する上で参考とさせていただきます。
○ 既存電柱について、保守目的での建替えや建柱、及び二次占有者を含む共架・添架を例外事項として認められたい。	2	既存電柱については、当面の間、占有を認めることとします。当該電柱の更新・移設についても、当面の間、認めることとします。 なお、既存電柱の占有が認められる場合、二次占有事業者の共架・添架は認められうると考えています。
○ 既存の電柱の取扱いについて、「当面の間、占有を認める」こととされているが、東京オリンピック・パラリンピック開催を、ひとつの目安としてもらいたい。	1	
○ 本趣旨の徹底を図るため、既存電柱の取扱いの方向性・方針について早期に明らかにすべき。	1	

○ 既存の電柱の取扱いについて、当面の間、占用を認めることを支持する。 ただし占用継続が認められなくなる場合には、事業者への前広な事前周知とともに、費用負担の措置を実施されたい	1	いただいたご意見につきましては、今後の無電柱化を推進する上で参考とさせていただきます。
○ 道路の既埋設状況や、民有地の状況等、土地的な制約により代替案の検討が難しい場合に協議等により許可が可能となる緩和措置についても検討願いたい。	2	電力・通信サービスの確保の必要性に鑑み、電柱による占用を禁止する区域において、個別の状況に即した対応が必要となる場合が考えられることから、例外的に、仮設の電柱の設置を認める運用とします。
○ 仮設で設置した電柱が2年を超えて放置される危険性もあり、その際の対策も講じる必要がある。	1	
○ 電柱による占用を禁止する道路の区域の例外規定について具体的内容を例示すべき。	1	
○ 緊急輸送道路である国道から電柱をなくすと、電力通信サービスの供給に支障が生じるため、生活基盤がなくなり、人が住めなくなる。	1	
○ 仮設電柱における二次占用事業者の共架・添架を認められたい。	1	
○ 公的機関による共同溝の設置や、埋設への補助金の支給等、費用負担への配慮が必要ではないか。	5	電線管理者が整備する設備等のコスト負担を軽減する支援措置として、電線管理者が緊急輸送道路において無電柱化を行う際に新たに取得した電線等にかかる固定資産税の特例措置の創設が、平成28年度税制改正大綱に盛り込まれたところです。
○ 道路上の占用を禁止すると電線類の地中化を余儀なくされることになり、設備投資コストが増加する。	1	
○ 一律規制とするからには、再エネ事業者や小規模な通信事業者等、地中管路の埋設や電柱の設置における制約が多く、埋設そのものが認められないケースも多いことから、これらの事業者に対して何らかの配慮が必要ではないか。	1	いただいたご意見につきましては、今後の無電柱化を推進する上で参考とさせていただきます。
○ 無電柱化事業の工期の精度向上と変更時の速やかな周知を希望する。	1	
○ 工期短縮とコスト縮減のため、日中工事の適用拡大を検討されたい。	1	

○ (無電柱化事業終了後の)地元住民への速やかなサービス提供を目的とした掘削については、地下埋設後の道路の掘り返し抑制期間中(車道は概ね3~5年、歩道は1年)の特例措置として認められたい。	1	道路の掘り返しの規制につきましては、道路の損傷を最小限度にとどめること、交通渋滞を防止することなどを目的として行っています。いただいたご意見につきましては、今後の無電柱化を推進する上で参考とさせていただきます。
○ 無電柱化に伴い、一管一条等の利用条件が設定されている電線共同溝の利用が必至となる場合、その条件の緩和を特例措置として認めていただきたい。	1	現行法令上、電線共同溝の利用条件についての規定はありません。いただいたご意見につきましては、今後の無電柱化を推進する上で参考とさせていただきます。
○ 地下化の促進が多少期待できることから、占用料の免除の検討をされたい。	3	国が管理する道路におきましては、電線類を地中化する場合の占用料について、一定の減額措置を行っているところです。
○ 無電柱化の事業の実施に当たっては、計画段階から事業者との綿密な連携を実施し、実施時期の集中を分散する等の対応を検討いただきたい。	1	無電柱化事業を実施するに当たっては、道路管理者、警察、総務省・経済産業省の地方局、関係事業者等で構成される地方ブロック無電柱化協議会を開催し、無電柱化を実施する箇所、整備手法、費用負担方式等について、関係者間で合意を行っているところです。
○ 通達に従い埋設を実施する場合、国道敷地内への埋設を優先的に認める措置を同時に通達して欲しい。 また、複数の事業目的で電柱への共架が行われていることから、国道敷地下への共同溝等の検討・調整を進める協議会や調整会議を開催するときは、監督官庁も積極的に関与し、スムーズに進むよう協力することを約束するのが望ましい。	1	
○ 法の趣旨は理解できるが、地上でのペDESTALBOX設置等については保守の観点からケーブルテレビ事業者にも公共道路上での設置を認められたい。	1	道路上への地上機器の設置は、現行法令上、禁止されておりません。
○ 狭小歩道や歩道が整備されていない道路では、地上機器のコンパクト化や地中埋設等の技術開発が切望される。	1	幅員が狭い歩道や歩道が整備されていない道路においては、地上機器の設置場所が課題であると認識しているところです。 いただいたご意見につきましては、今後の無電柱化を推進する上で参考とさせていただきます。
○ 関係する文言について、「通信サービス」と合わせて「放送サービス」を追記されたい。	1	国が管理する道路においては、放送サービスの供給のみを目的とした電柱の設置を原則として認めておらず、仮設の電柱についても同様の取扱いを考えていることから、電力・通信サービスと記載しているものです。

※類似のご意見や1件に複数の内容が含まれるご意見について整理した上で掲載しております。